

相生市指名競争入札等入札参加者選定要領

(目的)

第1条 競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の資格審査、資格格付、指名基準等については、相生市契約規則（昭和39規則第25号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この要領は、市が発注する別表第1に定める建設工事等（以下「工事」という。）適用する。

(用語の意義)

第3条 この要領において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格審査 第7条の規定に基づき、入札参加資格の適否について審査することをいう。
- (2) 資格格付 第8条の規定に基づき、一般土木、建築一式、ほ装、電気、管及び造園工事の入札参加資格者を等級別に区分することをいう。
- (3) 各付等級 別表第2の格付換算表による資格格付の等級区分のことをいう。

(資格審査及び資格格付)

第4条 入札参加資格者の資格審査及び資格格付は、相生市入札参加指名委員会（以下「指名委員会」という。）が行う。

(資格審査の対象者)

第5条 入札参加資格者の資格審査対象者は、別に定める期間内に、建設工事入札参加資格審査申請書を提出した者とする。

(参加資格の有効期間)

第6条 入札参加資格の有効期限は、当該参加資格に係る年度（以下「基準年度」という。）の4月1日から2年とし、基準年度は市長が別に定める。

- 2 基準年度以外の入札参加資格者の有効期限は、当該年度の4月1日から1年とする。

(資格審査)

第7条 入札参加者の資格審査は、次の事項について別表第1に定める工事の種類ごとに行う。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する建設業の許可の有無
- (2) 法第27条の23の規定による経営事項審査の有無及び、総合評定値の申請の有無
- (3) 工事に必要な機器等の所有状況等

(資格格付)

第8条 指名委員会は、一般土木、建築一式、は装、電気、管及び造園工事の入札加資格者を、法第27条の23の規定による経営事項審査の数値（以下「経審数値」という。）に基づいて別表第2の格付換算表により格付等級別に資格格付する。

(発注対応工事金額の範囲)

第9条 格付等級に対応する工事の契約予定金額（以下「発注対応工事金額」という。）の範囲は、別表第3のとおりとする。

- 2 市長は、市内に本店を有する者（以下「市内業者」という。）を別表第3の市内業者の特例範囲の欄に掲げる発注対応工事金額の入札に参加させることができる。
- 3 市内業者のうち、工事成績が不良な業者については、別表第3の市内業者の特例範囲の工事に参加させないことができる。
- 4 入札参加資格者について資格格付をしない工事にあつては、経審数値をもって格付等級に代えるものとし、発注対応工事金額の範囲は特に定めない。

(指名要素)

第10条 入札参加させる者（以下「入札参加者」という。）の指名にあつては、次に掲げる指名要素を考慮し、競争の本旨に基づき、適正かつ公平に選定しなければならない。

(1) 入札参加資格

- ア 資格者名簿に登載されていること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に基づく資格期限期間中の者でないこと。
- ウ 法28条に基づく営業の停止処分期間中の者でないこと。
- エ 市の指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(2) 当該工事に対する技術的適正

- ア 当該工事を施工するのに必要な主任技術者又は監理技術者の有資格技術職員を有していること。

イ 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。

(3) 市工事の工事成績

ア 工事成績評定要領に基づき評定された過去2ヶ年の総合評価（完成した工事が2件以上あるときは、その平均値とし、以下「総評定」という。）が65点未満にあっては、指名しないことができる。

イ 当該年度に完成した工事の評定点が1件65点未満である場合は、指名しないことができる。

ウ 総評定が70点以上にある場合は、優先指名することができる。

(4) 手持工事の状況

ア 工事の手持ち状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に判断すること。

イ 市と契約した手持工事が4件ある場合は、入札参加資格がないものとする。ただし、随意契約はこれに含めない。

(5) 安全管理及び労働福祉の状況

ア 市発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上の負傷者の発生がないこと等、安全管理成績が特に優良である場合は、十分尊重すること。

イ 建設業退職金共済組合又は中小企業退職金共済事業団との退職金共済締結状況、及び建設業厚生年金基金又は建設業労働災害補償共済制度への加入状況を尊重すること。

ウ ISO「9001」「14001」の取得状況を尊重する。

(6) 当該工事の地域性等

中小建設業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、市内業者で施工可能な工事にあつては、極力市内業者に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

(7) 経営の状況

金融機関からの取引停止に至らないが、経営状況が客観的に不健全であると認められる者は、指名しないものとする。

(8) 反社会的な行為又は不誠実な行為の有無

次の事項に該当する者は、指名しないものとする。

ア 建設工事請負契約書に基づく措置請求に請負者が従わないことなど請負契約の履行が不誠実である者

イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者としての下請契約関係が不適切である者

ウ 入札参加資格制限又は指名停止に該当しない者であっても、著しく社会的信用を失墜させ、又は誠実性に欠ける行為を行った者

(9) その他

特別な理由がある工事については、別表3を適用せず、指名することが

できる。

(入札参加資格者数)

第11条 入札参加者の指名に当たっては、資格者名簿に登載された者の中から、工事1件について、次に掲げる工事規模の区分に応じて、おおむね次のとおり選定する。ただし、特別な技術を要する場合は、この限りでない。

発注する工事の設計金額	入札参加数
300万円未満	4
300万円以上 500万円未満	5
500万円以上1,000万円未満	6
1,000万円以上3,000万円未満	7
3,000万円以上5,000万円未満	8
5,000万円以上1億5,000万円未満	10
1億5,000万円以上	12~15

(複合工事の入札参加者)

第12条 2種類以上の異なる工事種類を併せて1件の複合工事として発注する場合の入札参加者の指名に当たっては、当該工事の全体額に占める工事種類別金額の比率を勘案し、比率の高い工事種類を対象として選定する。

(指名の特例)

第13条 災害復旧工事、補修工事等で急を要するなど、特に必要と認められるものについては、資格格付にかかわらず、入札参加資格者の中から指名することができる。

2 特殊な工事で、資格者名簿の区分により難しい工事の入札参加者の指名に当たっては、入札参加者の中から、特殊な工事に対応できる技術力及び信用力のある者を選定する。

(随意契約による見積参加者の選定及び業務委託に係る入札参加者の選定)

第14条 随意契約による見積参加者の選定及び業務委託に係る入札参加者の選定は、原則としてこの要領の規定を準用する。

(補則)

第15条 この要領に定めのない事項については、指名委員会において適正に処理するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月3日から施行する。

別表第1（第2条関係）

建設業法による区分

工事の種類		必要とする建設業法上の許可業種	
土 木 工 事	一般土木工事	土木工事又はとび・土工事業	
	アスファルト舗装工事	舗装工事業	
	プレストレスト・コンクリート橋梁 （上部）工事	土木工事業	
	鋼橋梁（上部）工事	鋼構造物業工事業	
	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	
	さく井工事	さく井工事業	
	ボーリング・グラウト工事	土木工事業又はとび・土工事業	
	吹付工事	土木工事業又はとび・土工事業	
	造園工事	造園工事業	
	鋼塗装工事	塗装工事業	
	区画線及び道路標示工事	塗装工事業	
	機械器具製作据付工事	機械器具設置工事業、水道工事業、 鋼構造物業工事業又は土木工事業	
建 築 工 事	標識工事	鋼構造物業工事業又はとび・土工事業	
	建築一式工事	建築工事業	
	家屋解体工事	とび・土工事業	
	電気工事	電気工事業	
	管工事・浄化槽工事	管工事業	
	その 他の 専門 工事	塗装工事	塗装工事業
		防水工事	防水工事業
		内装仕上工事	内装仕上工事業
		昇降機設置工事等	機械器具設置工事業
		電気通信工事	電気通信工事業
下水処理施設工事		水道施設工事業	
	消防施設工事	消防施設工事業	

別表第2（第8条関係）

格付換算表

一般土木工事

等級	格付点数	
	市内本店業者	市内本店業者以外
A	975以上	975以上
B	800～974	830～974
C	700～799	730～829
D	600～699	660～729
E	599以下	659以下

ほ装工事

等級	格付点数
A	886以上
B	716～885
C	715以下

造園工事

等級	格付点数
A	840以上
B	710～839
C	709以下

建築一式工事

等 級	格付点数
A	955以上
B	860~954
C	750~859
D	660~749
E	659以下

電気工事・管工事

等 級	格付点数
A	765以上
B	590~764
C	589以下

別表第3 (第9条関係)

発注対応工事金額範囲

区分		発注対応金額 (単位: 千円)		備考
		標準範囲	市内業者の特例範囲	
土木一式工事	A	30,000以上	5,000以上	
	B	10,000以上 250,000未満	3,000以上 450,000未満	
	C	5,000以上 50,000未満	1,000以上 150,000未満	
	D	20,000未満	50,000未満	
	E	7,000未満	20,000未満	
アスファルト舗装工事	A	3,000以上	1,000以上	
	B	30,000未満	50,000未満	
	C	10,000未満	30,000未満	

(注) 標準範囲・・・当該の全部が入札に参加できる範囲

市内業者の特例範囲・・・標準範囲以外に成績優秀な市内業者が入札参加できる範囲

発注対応工事金額範囲

区分	発注対応金額（単位：千円）		備考	
	標準範囲	市内業者の特例範囲		
建築一式工事	A	30,000以上	5,000以上	
	B	10,000以上 1,000,000未満	3,000以上 1,000,000未満	
	C	5,000以上 250,000未満	1,000以上 450,000未満	
	D	100,000未満	200,000未満	
	E	20,000未満	50,000未満	
電気・管工事	A	20,000以上	20,000未満	
	B	50,000未満	100,000未満	
	C	7,000未満	50,000未満	

(注) 標準範囲・・・当該の全部が入札に参加できる範囲

市内業者の特例範囲・・・標準範囲以外に成績優秀な市内業者が入札参加できる範囲

発注対応工事金額範囲

区 分		発注対応金額（単位：千円）		備 考
		標準範囲	市内業者の特例範囲	
造 園 工 事	A	20,000以上	1,000以上	
	B	10,000以上 70,000未満	100,000未満	
	C	20,000未満	50,000未満	

(注) 標準範囲・・・当該の全部が入札に参加できる範囲

市内業者の特例範囲・・・標準範囲以外に成績優秀な市内業者が入札参加できる範囲